

ジで公表する。

ウ 参加表明書、参加資格申請書類の受付

入札参加者からの参加表明及び参加資格確認に必要な書類を受け付ける。

受付期間	令和6年2月8日（木）午前9時～2月15日（木）午後5時
提出方法	直接持参又は簡易書留郵便もしくは配達証明郵便(以下「郵送」という。)により提出すること。 ※郵送の場合は期限までに必着のこと。封筒に「豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業入札関係書類在中」と朱書きのこと。 ※郵送の場合は、市が受領していることを電話にて確認すること。
受付場所	豊橋市教育委員会教育部保健給食課 (〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地)
提出書類	参加表明書(様式2-1) 参加資格確認申請書及び添付書類(様式2-2～2-109) 必要な添付書類を含めて正1部・副1部を作成・提出すること。 提出にあたっては簡易ファイルに綴じて提出すること。
留意事項	提出された参加表明書及び参加資格確認申請書は返却しない。 提出された参加表明書及び参加資格確認申請書の変更、差替えもしくは再提出は原則として認めない。 参加表明書及び参加資格確認申請書類の作成及び提出に要する費用は全て入札参加者の負担とする。

エ 参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに参加資格を確認し、その結果を令和6年2月26日(月)までに代表企業に通知する。

なお、参加資格がないとされた者は、令和6年3月11日(月)までにその理由について任意の書面で説明を求めることができる。

オ 入札説明書等に関する質問（第2回）の受付

入札説明書等に関する質問（第2回）を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

別添資料 2 委託料の算定・支払方法及び改定方法

1 委託料の構成

本事業の委託料は以下の料金から構成される金額とする。市は、以下の料金に、消費税及び地方消費税を加算して支払う。

費用項目	対象業務
委託料 A (運営・維持管理費 (固定料金))	下記業務に係る費用のうち、提供給食数に応じて変動しない費用。 ・運営業務 ・維持管理業務 (修繕業務に係る費用を除く)
	(想定される費用 (参考)) 給食配送・回送、学校配膳等の提供給食数に関係なく必要な人件費、車両の調達費、施設・設備等の保守管理費、清掃費用、警備費用、SPCの運営経費等
委託料 B (運営・維持管理費 (変動料金))	下記業務に係る費用のうち、提供給食数に応じて変動する費用。 ・運営業務 ・維持管理業務 (修繕業務に係る費用を除く)
	(想定される費用 (参考)) 調理等に係る人件費のうち提供給食数に変動する費用、残菜処理費等
委託料 C (運営・ <u>維持管理業務の準備</u> にかかる費用)	・業務開始前の引継業務にかかる費用
委託料 D (修繕費 (固定料金))	・修繕業務に係る費用

※ 運営業務及び維持管理業務にかかる光熱水費については、3 委託料の支払方法 カ の規定による。

2 委託料の算定方法等

(1) 委託料の算定方法

委託料の算定方法については以下のとおりとする。

費用項目	算定方法
委託料 A (運営・維持管理費 (固定料金))	・対象業務に係る運営期間 10 年間に必要な費用を算定すること。 ・各年度、一律の金額となるように算定すること。ただし、令和 7 年度は他の年度の 12 分の 7、令和 17 年度は他の年度の 12 分の 5 とすること。

までに、市から事業者に当該提供日の実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知する。

~~予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内を基本とする。変更給食数が200食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が-200食を下回る場合、予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金を算定する。ただし、事業者の責に帰すべき事由により、実際に提供された食数が「実施給食数」を下回った場合は、実際に提供された給食数により、変動料金を算定する。~~

また給食実施回数が大きく変動した場合には、委託料の変更に関する協議を行う。

参考として、給食実施回数は195日程度を想定している。（なお、令和7年9月から令和8年3月は127日、令和17年4月から7月は68日を想定している。）

（※）稼働日とは、給食を提供する日をいう。

~~提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。~~

表—実際の提供給食数と変動費の算定の関連性

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
±200食以内	実施給食数	同左
+200食超	予定給食数+200食 +事業者の応諾した食数	同左
-200食超	実施給食数	予定給食数-200食

ウ 疫病等による提供給食数変更時の対応

疫病等により市内全校を対象とする給食提供停止の事態が発生した場合には、イの規定に限らず、事業者が支出を免れた費用について市からの支払いから控除するものとし、委託料の支払金額及び支払い方法について市と事業者で協議を行い決定する。

第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

カ 光熱水費は市が別途契約し、市の負担とするが、年間使用量について要求水準書に示す規定の使用量を上限として、上限値を超過した場合には、超過分を事業者が負担する。その際に、各年度ごとに使用量の確認を行い、超過があった場合には、市がその契約内容に基づき当該超過分の金額を通知するので、翌年度の4月末までに納付すること。なお、光熱水の使用量の上限を超過したことについて合理的な理由がある場合において、市は協議に応じるものとする。

4 委託料の改定方法

(1) 物価変動による改定

令和 t 年度の委託料は、前回改定時の指標と令和 (t-1) 年度の指標とを比較して1.5%以上の変動があった場合、前回改定後の委託料に、前回改定時の指標と令和 (t-1) 年度の指標に基づいて設定した改定率(小数点以下第四位未満は切り捨てる。)を乗じて改定する。ただし、委託料Cに関しては改定を行わないものとする。

改定は以下の算式に基づくものとする。

$| (P_t / P_o) - 1 | \geq 0.015$ の場合、

(改定後のt年度の委託料)

= (前回改定後の委託料) × (Pt/Po)

※初回においては、前回改定後の委託料は契約時の委託料とする。

※初回において、Ptとは (t-1) 年度の物価指数の年度平均値、Poとは令和~~6~~5年度平均の物価指数とする。2回目以降はPtとは (t-1) 年度の物価指数の年度平均値、Poとは前回改定時年度の物価指数の年度平均値とする。なお、「愛知県最低賃金(愛知労働局)」については、当該年度の改定後の最低賃金時間額とする。

※上記「 $| (P_t / P_o) - 1 | \geq 0.015$ 」中の (Pt/Po) の値については、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。